

高 齢 第 699 号
平成 30 年 8 月 20 日

介護保険サービス事業所の管理者 様
高齢者福祉施設の管理者 様
障害福祉サービス事業所の管理者 様
障害者支援施設の管理者 様
登録研修機関の長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

平成 30 年度新潟県喀痰吸引等指導者講習の受講者募集について（通知）

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条に基づき喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）の講師を養成するため、別添の実施要領に基づき講習会を実施します。

つきましては、下記のとおり受講者を募集しますのでお知らせします。

記

1 申込方法

(1) 提出書類

ア 別紙様式

イ 平成 30 年度新潟県喀痰吸引等指導者講習受講申込書

(2) 提出方法

郵送により提出してください。

(3) 提出先

〒950-8570（住所は記載不要です。）

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 施設福祉係あて

(4) 提出期限

平成 30 年 9 月 14 日（金）必着

※ 提出期限以降の申込みは受け付けません。

2 申込みに当たっての留意事項

(1) 申込書類に不備がある場合は受け付けできません。

- (2) 実施要領を確認し、全ての受講要件を満たすことを確認した上で、申込みをお願いします。
- (3) 喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）や介護福祉士の「実地研修」において介護職員等の指導・評価を行う看護師等（以下「指導講師」という。）は、指導者講習を修了する必要があります。施設の介護職員等が喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）等を受講する予定がある場合は、指導者講習を修了した指導講師を1名以上確保してください。

注 平成 23 年度から平成 29 年度に県が実施した「喀痰吸引等指導者講習」など、一定の指導者向け研修を修了している方については、今年度の講習を再度受講しなくても指導講師になることができます。

3 受講決定

平成 30 年 9 月 21 日までに通知します。

4 その他

(1) 喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）の実施について

受講機会の拡大及び受講者の利便性の向上を図るため、平成 25 年度から社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関を整備し、当該機関が研修を実施しています。

登録研修機関及び喀痰吸引等研修に関する情報は、適時、県ホームページに掲載しています。

[掲載場所]

「新潟県トップページ」→「高齢者・障害者・福祉」→「高齢者施設情報」→「介護職員等によるたんの吸引等について」

URL : <http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1321390919171.html>

- (2) 第三号研修については、障害福祉課 (025-280-5228) にお問い合わせください。

担当：高齢福祉保健課施設福祉係 加口 電話：025-280-5193 FAX：025-280-5229
--